

島 原 市

子ども・子育て支援事業計画

概 要 版

平成27年度～平成31年度



●●「子ども・子育て支援事業計画」は、こんな計画です●●

● 保育所や幼稚園等の量の見込みとその確保の方策を示しています。

就学前児童及び小学生の保護者を対象に行ったアンケート調査の結果をもとに、乳幼児期の教育・保育施設等の量（必要利用定員総数）の見込みと確保の方策を示しています。

子どもの年齢や保護者の就労意向をもとに量の見込みを設定することで、教育・保育施設等を円滑に利用できるための取り組みを進めます。

● 地域における子ども・子育て支援の取り組みを示しています。

妊娠・出産期から、子どもの発達状況等に応じたきめ細かな支援を図るため、法律で定められた「地域子ども・子育て支援事業」の量（利用数）の見込みと確保の方策を示すとともに、「次世代育成支援対策行動計画」の取り組みを継承し、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための取り組みを進めます。

平成27年3月

長崎県 島原市

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

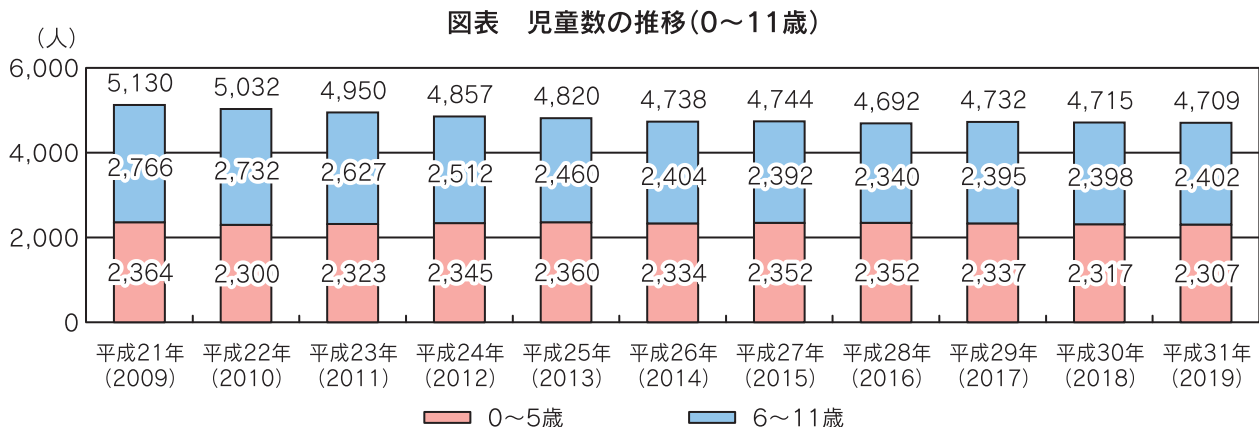
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。
- 平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画(後期行動計画)」の取り組みを継承するとともに、最上位計画である島原市市勢振興計画をはじめ、関連する分野別計画との整合性を持った計画として定めています。

(2) 計画期間

- 平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

2 児童数の今後の見通し

住民基本台帳をもとに、近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計では、児童数の減少が予測されています。



(単位:人)

	実績					推計					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	368	363	388	378	370	374	374	371	367	365	360
1歳児	409	373	373	397	397	383	387	387	384	380	378
2歳児	389	412	368	388	398	401	386	390	390	387	383
3歳児	394	398	420	371	394	404	407	392	396	396	393
4歳児	364	388	391	422	380	395	406	409	394	398	398
5歳児	440	366	383	389	421	377	392	403	406	391	395
6歳児	384	443	357	397	387	422	379	393	404	407	392
7歳児	476	383	444	351	403	387	422	379	393	404	407
8歳児	456	476	386	448	350	405	389	424	380	394	405
9歳児	516	457	475	384	443	348	403	387	422	378	392
10歳児	463	507	454	484	394	449	352	407	391	426	382
11歳児	471	466	511	448	483	393	447	350	405	389	424

資料：島原市（実績値は住民基本台帳 各年4月1日現在）

③ 基本理念

少子高齢化が進行する中で、近年急激に進んだ都市化や核家族化は、子育ての環境に大きな変化をもたらしました。

かつては、家庭に同居する親や祖父母、隣近所の人々の助けやアドバイスを得ることができる環境がありましたが、核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、悩みを相談する相手や助けを求める相手も少なく、子育ての負担と不安によるストレスにさらされ、孤立しがちな保護者も増えています。



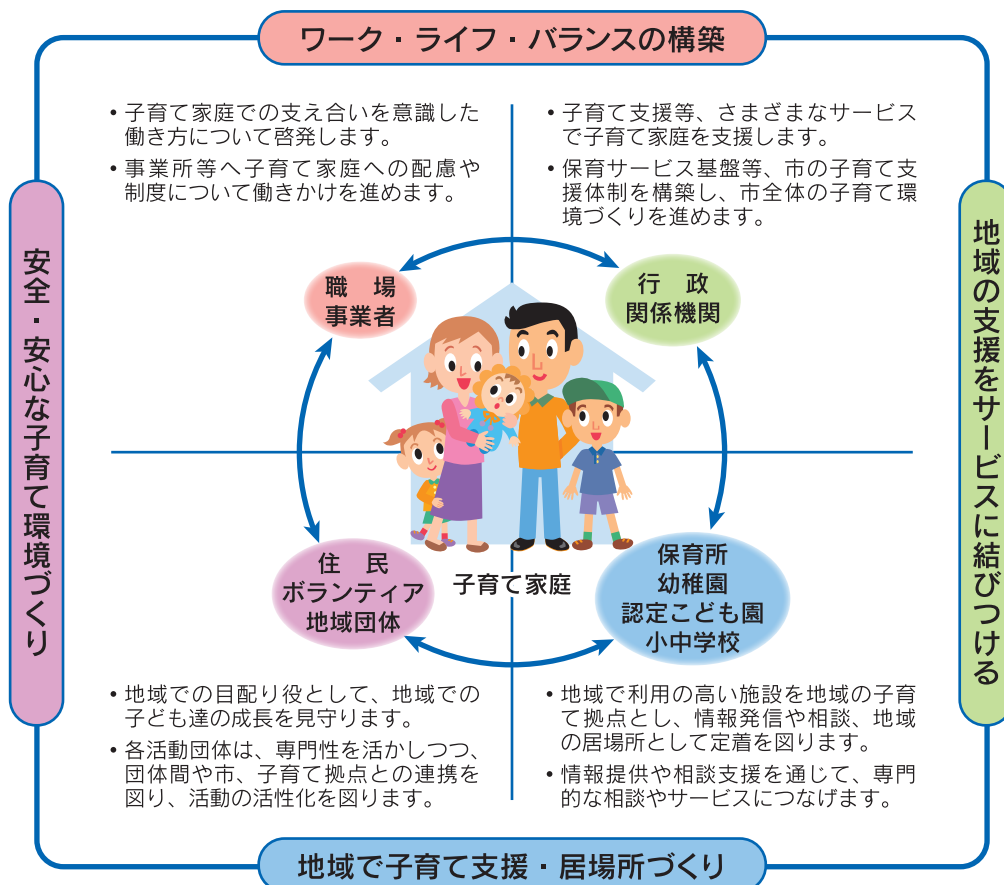
**安心して子どもを生み育てることができる、
とことん子育てにやさしいまちづくり**



子どもを生み育てるためには、様々な迷いや悩みも生じますが、その分「子育てに伴う喜び」も感じることができます。

子育ての喜びや楽しさ、苦勞をともに分かちあい、地域全体で子育てを支援し、子ども・子育て家庭・地域がともに成長していけるよう、「安心して子どもを生み育てることができる、とことん子育てにやさしいまちづくり」を基本理念とし、市をはじめ地域のさまざまな人々や団体、施設等が、本市で子育てをする家庭や子どもの成長をみんなで支え、応援していきます。

図表 市全体で支え合う子育て支援のイメージ



④ 量の見込みと提供体制

(1) 事業の概要と教育・保育提供区域について

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を設定します。
- 本市においては、基本となる提供区域は、「市全域」とします。

(2) 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

- 国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における乳幼児期の学校教育・保育の量(必要利用定員総数)の見込み、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。
- 現在利用希望による見込みからは、計画期間内に必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

① 1号認定(3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数 (A)	137人	125人	112人	111人	111人
1号認定	137人	125人	112人	111人	111人
確保の内容 (B)	220人	220人	220人	220人	220人
特定教育・保育施設	205人	205人	205人	205人	205人
確認を受けない幼稚園	15人	15人	15人	15人	15人
その他の施設	0人	0人	0人	0人	0人
他市町の教育・保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足 ((A)-(B))	83人	95人	108人	109人	109人

② 2号認定(3歳以上、保育所・認定こども園を利用希望)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数 (A)	1,031人	1,030人	1,023人	1,014人	1,015人
学校教育の利用希望が強い	215人	215人	213人	211人	211人
保育の利用希望が強い	816人	815人	810人	803人	804人
確保の内容 (B)	1,148人	1,148人	1,148人	1,148人	1,148人
特定教育・保育施設	1,135人	1,135人	1,135人	1,135人	1,135人
その他の施設	13人	13人	13人	13人	13人
他市町の教育・保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足 ((A)-(B))	117人	118人	125人	134人	133人

③ 3号認定(0歳児、保育所・認定こども園を利用希望)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数 (A)	193人	192人	190人	189人	187人
確保の内容 (B)	226人	226人	226人	226人	226人
特定教育・保育施設	226人	226人	226人	226人	226人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
その他の施設	0人	0人	0人	0人	0人
他市町の教育・保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足 ((A)-(B))	33人	34人	36人	37人	39人

④ 3号認定(1・2歳児、保育所・認定こども園を利用希望)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数 (A)	570人	573人	570人	570人	561人
確保の内容 (B)	659人	659人	659人	659人	659人
特定教育・保育施設	653人	653人	653人	653人	653人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
その他の施設	6人	6人	6人	6人	6人
他市町の教育・保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足 ((A)-(B))	89人	86人	89人	89人	98人

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。

(地域子ども・子育て支援事業の事業量)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業					
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
一時預かり事業－① 在園児対象型(年間のべ利用数)					
量の見込み	710人日	709人日	704人日	698人日	699人日
確保の方策(一時預かり事業)	710人日	709人日	704人日	698人日	699人日
一時預かり事業－② 在園児対象型以外(年間のべ利用数)					
量の見込み	1,923人日	1,924人日	1,912人日	1,896人日	1,885人日
確保の方策(一時預かり事業)	1,923人日	1,924人日	1,912人日	1,896人日	1,885人日
確保の方策(子育て援助活動支援事業)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)					
【低学年】量の見込み	376人	378人	372人	381人	381人
確保の方策	376人	378人	372人	381人	381人
【高学年】量の見込み	20人	29人	41人	50人	61人
確保の方策	20人	29人	41人	50人	61人
地域子育て支援拠点事業(年間のべ利用数)					
量の見込み	2,334人日	2,335人日	2,321人日	2,303人日	2,281人日
確保の方策	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
妊婦健康診査(年間のべ利用数)					
量の見込み	4,880人回	4,840人回	4,790人回	4,770人回	4,700人回
確保の方策	4,880人回	4,840人回	4,790人回	4,770人回	4,700人回
乳児家庭全戸訪問事業					
量の見込み	374人	371人	367人	365人	360人
確保の方策	374人	371人	367人	365人	360人
養育支援訪問事業					
量の見込み	25人	25人	25人	25人	25人
確保の方策	25人	25人	25人	25人	25人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育て短期支援事業（ショートステイ）（年間のべ利用数）					
量の見込み	12人日	12人日	12人日	12人日	12人日
確保の方策	12人日	12人日	12人日	12人日	12人日
子育て援助活動支援事業（就学後）（年間のべ利用数）					
量の見込み（就学後）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
延長保育事業					
量の見込み	1,202人	1,202人	1,194人	1,184人	1,179人
確保の方策	1,202人	1,202人	1,194人	1,184人	1,179人
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（年間のべ利用数）					
量の見込み	100人日	150人日	200人日	250人日	300人日
確保の方策（病児保育事業）	100人日	150人日	200人日	250人日	300人日

⑤ 子育て支援施策の展開

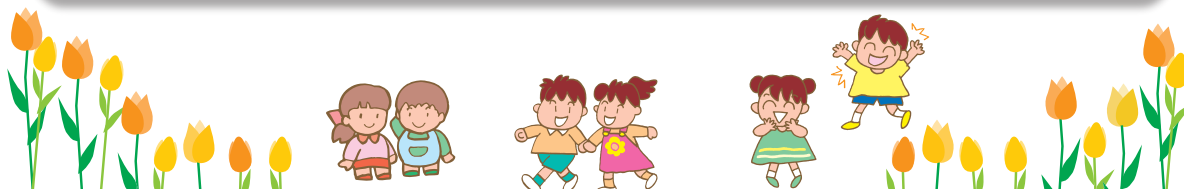
基本理念である「安心して子どもを生み育てることができる、とことん子育てにやさしいまちづくり」の実現にむけて、次世代育成支援対策として、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための取り組みを進めます。

基本目標 1 子どもが豊かな心を持ち、 健やかに育つことができるまちづくり



わたしたちは、すべての子どもたちが、その個性と豊かな可能性を最大限に発揮し、豊かな心と生きる力を養いながら、健やかに育つことができるまちをつくります。
そのために必要なこととして、次の5点を掲げました。

1. 子どもが健全に発育・発達ができる
2. 子どもが安心できる親子関係が築かれている
3. 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育んでいる
4. 子どもの人権が守られている
5. 障がいのある子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばすことができる



基本目標2 すべての家庭が安心とゆとりを持って、 子どもを生み育てることができるまちづくり



わたしたちは、すべての家庭が安心と希望をもって子どもを出産し、子どもとのふれあいを大切にしながら、仕事と子育てを両立し、子育てを楽しむことのできるまちをつくります。

そのために必要なこととして、次の4点を掲げました。

1. 安心して出産し、悩みや不安なく子育てができる
2. 安心して子どもを預けられる場所がある
3. 家族で協力して子育てができる
4. ひとり親家庭の生活の安定が図られている

基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を 支えることができるまちづくり



わたしたちは、安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境をつくるため、お互いに協力しながら、地域全体で子どもと子育て家庭を支えることができるまちをつくります。

そのために必要なこととして、次の4点を掲げました。

1. 地域の子育て支援体制が充実している
2. 子育てと仕事の両立ができる就労環境が整っている
3. 子どもや、子ども連れにやさしいまちづくりが行われている
4. 子どもが事故や犯罪等から守られている

基本目標4 心身ともに健やかに思春期をおくり、次代の親 として人間性を高めることができるまちづくり



わたしたちは、青少年が生命の大切さや子どもを生み育てることの意義、他者との関わり合いの重要性等を理解しながら、健やかに思春期をおくり、心身ともに健全な次代の親として人間性を高めていくことができるまちをつくります。

そのために必要なこととして、次の2点を掲げました。

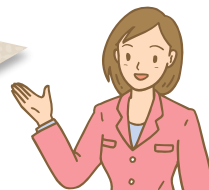
1. 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくることができる
2. 社会の一員として自立できる資質を養うことができる

【参考】子ども・子育て支援新制度について

◎入園の手続きについて

入園の手続きは、**これまでと時期や流れが大きく変わるものではありません。**

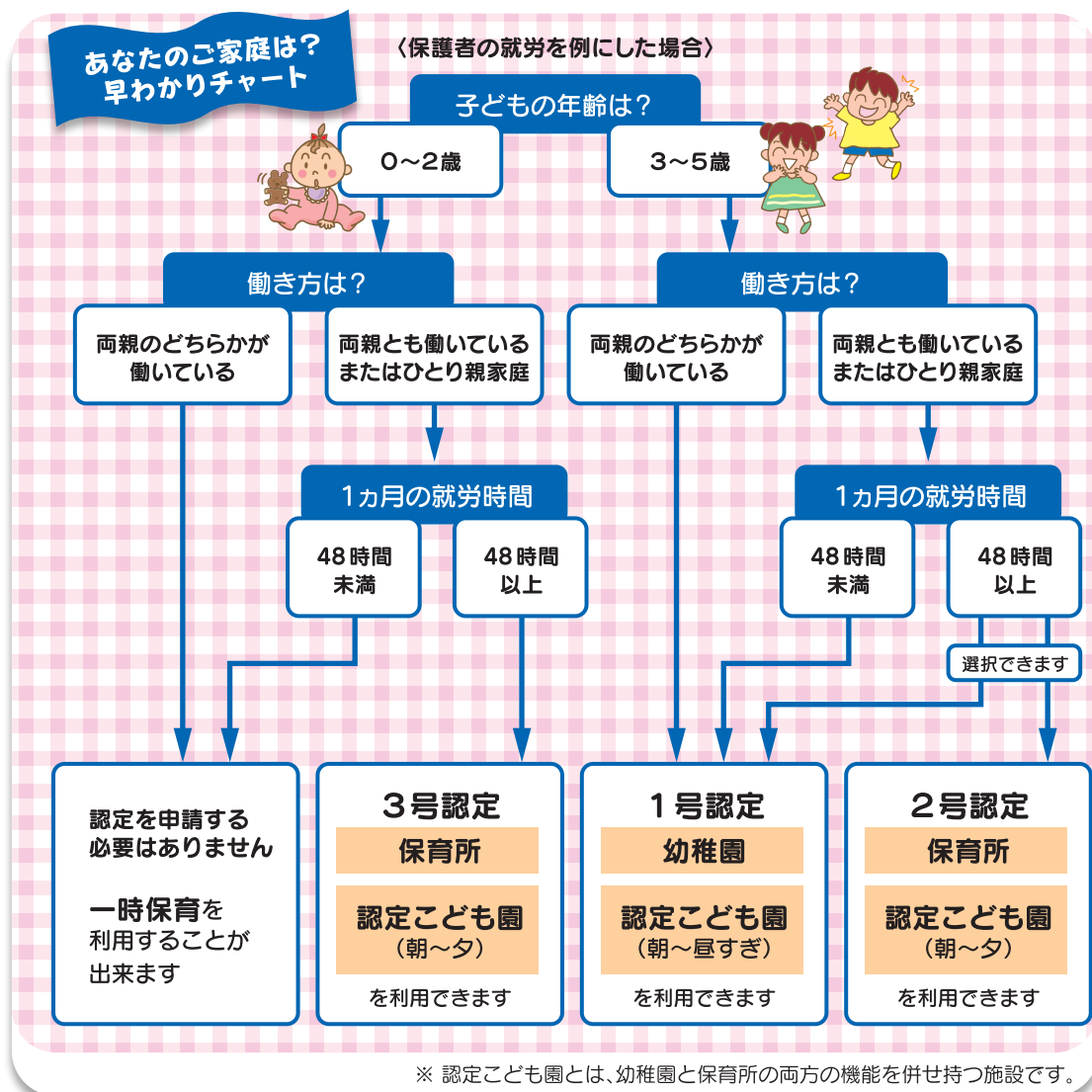
ただし、幼稚園は入園内定後に、保育園は入園申し込みと同時に、**利用のための認定**を受けていただきます。



※ 現在、幼稚園・保育所・認定こども園に通われているお子様のご家庭については、各園を通じて、認定の手続きをご案内します。

◎利用できる施設・認定区分について

- 各ご家庭に合った利用方法を選んでください。



島原市子ども・子育て支援事業計画
平成27年3月

発行 島原市
編集 島原市福祉保健部 こども課
〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地
電話：0957-62-8003 FAX：0957-62-8012
ホームページ：<http://www.city.shimabara.lg.jp/>